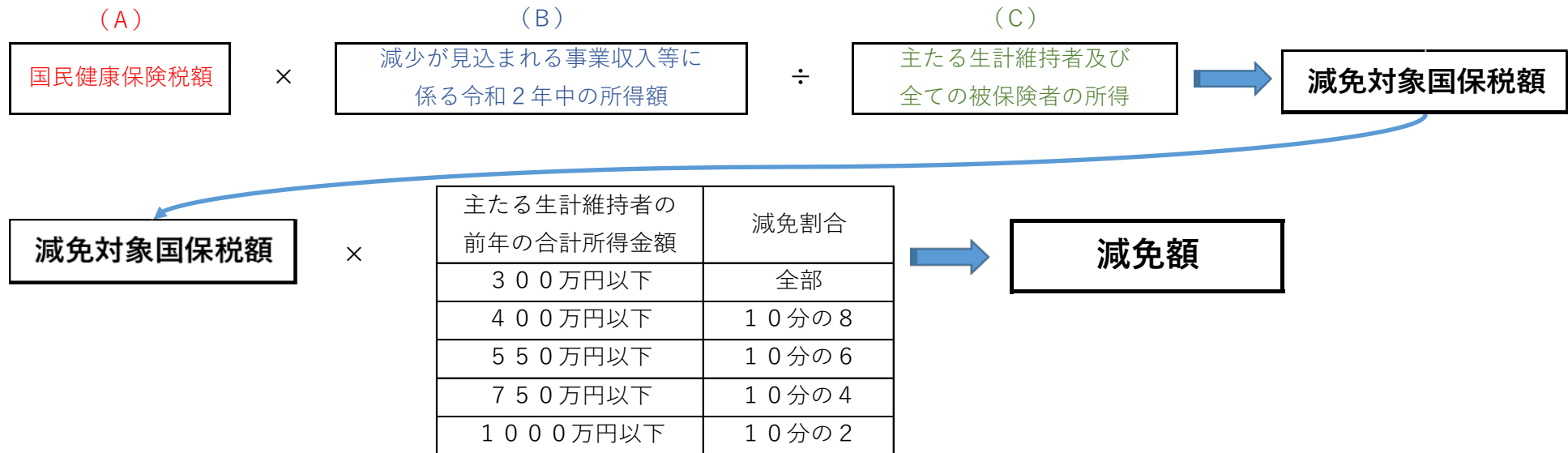


2. に該当する場合の減免割合



前年中において、主たる生計維持者の減収見込みの所得額 (B) が、主たる生計維持者を含む国保加入世帯の所得の合計 (C) に占める割合 (B/C) を、決定された国民健康保険税額 (A) にかけて「減免対象保険税額」(A × B/C) として算出し、その「減免対象保険税額」(A × B/C) に表の減免割合をかけたものが減免額となります。そのため減免割合が全部の世帯でも、世帯全体に占める主たる生計維持者の減収見込み所得が少ない場合には、その割合までしか減免されません。

減免額は、申請書等や村で所有する所得情報に基づき、村で計算します。結果は後日通知します。